

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010002
個人情報ファイルの名称	水道・下水道・農業集落排水、使用開始・中止届綴り
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	水道・下水道・農業集落排水、使用開始・中止を管理し、適切な料金賦課を行うために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、生年月日、使用開始日、使用中止日、使用水量
記録範囲	水道・下水道・農業集落排水、使用・中止申請者
記録情報の収集方法	利用者本人からの提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010007
個人情報ファイルの名称	排水設備設置申請者綴り
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	御前崎市下水道条例、御前崎市農業集落排水処理施設設置及び管理条例に基づき、排水設備等の計画及び工事が適切に行われているか管理するために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、排水人数、間取り、工事着工前後の写真
記録範囲	排水設備設置計画確認申請書を提出してもの
記録情報の収集方法	申請者本人からの提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010012
個人情報ファイルの名称	給水装置工事申請書綴り
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	御前崎市水道事業給水条例に基づき、給水装置工事を適切に管理するために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、間取り、位置図、宅内図面、土地所有者、加入金額、水道メーター口径
記録範囲	給水装置工事申込書を提出した者
記録情報の収集方法	申込者本人から提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010013
個人情報ファイルの名称	御前崎市浄化槽名簿
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	適正な浄化槽の設置、維持管理、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的に利用する。
記録項目	氏名、住所、家族状況、浄化槽清掃状況
記録範囲	浄化槽を設置している者
記録情報の収集方法	静岡県からの提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010014
個人情報ファイルの名称	浄化槽・し尿処清掃作業報告書
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	適正な浄化槽の設置、維持管理、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、家族状況、
記録範囲	浄化槽清掃・汲み取りを行った者
記録情報の収集方法	御前崎市浄化槽法施行施行規則第8条に基づく、浄化槽清掃業者から提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010015
個人情報ファイルの名称	排水設備使用開始の届出綴り
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	御前崎市下水道条例、御前崎市農業集落排水処理施設設置及び管理条例に基づき、適正な料金の賦課に利用するため。
記録項目	氏名、住所、電話番号、家族状況、
記録範囲	排水設備使用開始の届出書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者本人からの提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

管理番号	F0304010017
個人情報ファイルの名称	公共下水道・農業集落排水接続者名簿
部 署	市民生活部 上下水道課 総務係
個人情報ファイルの利用目的	排水設備等の工事及び設備番号等の管理が適切に行われるために利用する。
記録項目	氏名、住所、施工業者、家族状況、
記録範囲	排水設備設置計画確認申請書を提出したもの
記録情報の収集方法	申請者からの提供
要配慮個人情報（・条例要配慮個人情報）が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	静岡県御前崎市市民生活部上下水道課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	